

令和6年度 保険料率支部長意見（案）

都道府県単位保険料率の変更に係る意見(案)

標記について、健康保険法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

記

1. 意見の要旨

令和6年度保険料率について、平均保険料率10.00%、インセンティブ制度による加減算（福岡支部は0.045%減算）を前提にした福岡支部保険料率は10.35%（対前年度比で0.1ポイントの引き下げ）となり、当該保険料率の変更についてはやむを得ないと考えます。

令和6年度 保険料率支部長意見（案）

2. 理由等

福岡支部評議会においては、財政の赤字構造は解消されておらず、脆弱性により多額の国庫補助が投入されていることや、高齢者に係る医療費や支援金が今後も増大する見込みであることを鑑みれば、平均保険料率10.00%の維持についてはやむを得ないとの意見が大勢を占めました。その上で、準備金の有効活用等により、将来の医療費適正化に向けた施策のより一層の充実化を図りつつ、抜本的な医療保険制度の見直しや国庫補助の引き上げ等について国へ働きかけを行うことで、安定的な財政運営につなげていくことが重要であると考えています。

一方で、中小企業においても人材確保等に向けて賃上げを図る中、社会保障費の増大と物価上昇により加入者の生活が依然として苦しい状況にあり、準備金残高が年々積み上がっている現状を踏まえれば、事業主及び加入者の負担軽減を図るため、準備金を減らしてでも保険料率を引き下げるべき、との意見も出されています。

令和6年度 保険料率支部長意見（案）

足元では、経済先行きの不透明さ等により、保険料収入の増加が今後も続くとは限らないことや、医療給付費の伸びが高水準であるほか、今後も後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等を考慮すれば、公的医療保険制度を安定的に運営する上で、保険料率の引き下げには慎重な判断が求められるところであり、これらの状況を勘案すれば、引き続き平均保険料率10%を維持することはやむを得ないものと考えます。

当支部としましては、令和6年度の支部保険料率について、前年度比で引き下げとなるものの、全国平均より高い状況にあることから、一人当たり医療費が全国平均を大きく上回る現状を踏まえ、医療費・健診データ等の分析に基づき自支部の取り組むべき優先課題を明確にし、医療費適正化に向けた各種施策と加入者の健康づくりに資する保健事業の強化を積極的に推進していく所存です。

また、本部においては、医療DXの基盤となるマイナンバーカードと健康保険証の一体化において、支部・関係団体と連携した丁寧な周知・広報と加入者の安心と信頼を得られる事業運営に取り組んでいただくとともに、持続可能で安定的な財政運営に向けて、国庫補助率の上限20.0%への引き上げについて、引き続き国へ強く働きかけていただくことを要望します。

以上